

※盛岡市情報公開条例及び県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会設置要綱に基づき申入者名は非公開とします。

検討委員会の会議の公開を求める申入れ書について

【盛岡市総務部調整中】

●●から「県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会の会議の公開を求める申入れが検討委員会委員長あてにあり、その対応を検討するものである。

1 ●●からの申入れの内容について

- (1) ごみ処理施設の候補地選定は、盛岡市民のみならず関係市町すべての住民にとって関わりの深い重要な事項です。意思形成過程の透明性を確保することが、審議・決定の公正性を保障するとともに、その後の住民合意形成をはかるうえで不可欠と考えられます。したがって、本会議の公開を強く求めます。
- (2) 議事録及び資料には、委員氏名を含む固有名詞、特定の地名を明記し、会議終了後は直ちに盛岡市のホームページ上で公表することを求めます。
- (3) 会議を非公開とする根拠を盛岡市情報公開条例第7条第4号に求めています。

「率直な意見の交換若しくは意見決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」がある理由を具体的に示してください。

2 申入れに対する対応案（盛岡市総務部と調整中）について

- (1) 検討委員会の公開を求めることについて

（ ※非公開（理由は（3））とする。 ）

- (2) 委員氏名を含む固有名詞、特定の地名を公表することについて

（ ※現状どおりとする。
 非公表 イ 委 員 ■■■の収集運搬経費の評価が高いのはなぜか。
 事 務 局 ○○○のためです。 ）

- (3) 非公開の理由を具体的に示すことについて

※具体的に示す。

3 回答方法について

盛岡市総務部と非開示理由等について調整し、後日確認の上、検討委員会委員長名の文書により、申入れのあった●●あてに送付することとする。